

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会

## 平成24年度 12月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、厳冬の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、12月締めのお受付台数は10,728台で本年度累計は101,907台、前年度同月比93.1%、前年度累計比98.0%となりました。  
つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 特定行政庁:大阪府からの指導事項について

国土交通省告示第679号、第681号が平成24年6月7日に公布・施行され、告示第678号、第680号が平成24年8月1日に施行されました。ご承知のことと思います。

- 1) 平成24年国交省告示第679号 : 小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件

(平成20年国交省告示第1446号)の一部改正

検査項目 4(1) 昇降路における壁又は囲い

- 2) 平成24年国交省告示第681号 : 昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件

(平成20年国交省告示第1454号)の一部改正

検査項目 昇降路における壁又は囲い

- 3) 平成24年国交省告示第678号 : 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件

(平成12年建設省告示第1413号)の一部改正

検査項目 救出装置

- 4) 平成24年国交省告示第680号 : 昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件

(平成20年国交省告示第1447号)の一部改正

検査項目 施錠装置

以上の告示でそれ以降に関して適合していない場合は「既存不適格の扱い」となり、「要是正(既存不適格)」として定期検査報告を行うよう指導がありました。

周知方よろしくお願い致します。

#### 2. 定期検査報告書の「有効期限内報告」について

平成24年4月～12月の9ヶ月間の有効期限を超えて提出された定期検査報告書(遅延理由書添付)は2,868件で添付率2.8%(前年・累計件数:4,897件 添付率4.7%)で大きな改善が見られました。しかしまだ数多くの有効期限を超えた報告書が提出されております。

については、「有効期限内報告」の取組み強化の継続をしていただくようお願い致します。

以上